

22議案を可決・同意

令和元年度補正予算など

市議会の12月定例会が11月28日に開会。令和元年度一般会計・特別会計補正予算、条例制定など市長提案の22議案を審議。原案どおり可決。同意され12月26日に閉会しました。主な内容は次のとおり。



補正予算

《一般会計》

◆第5号

◆マイナンバーカード交付促進事業費：マイナンバーカード交付申請時の来庁受け付けや官公庁、企業などへの出張申請受け付けを実施し、交付率の向上を目指すもの

◆基盤整備促進事業費：宮農努力の省力化や効率化、生産性向上



前回の東京五輪(1964年)での聖火リレーの様子(市役所本庁前)

のためのほ場整備に係る調査を追加するもの

◆公営住宅改善事業費：公営住宅等長寿命化計画に基づき、廃止を予定している田中団地の建物除却を行うもの

◆東京2020オリンピック聖火リレー事業費：5月26日に実施する聖火リレーのための準備や周知、市民による歓迎ムード醸成のための広報活動などを行うものなどを追加するもので、歳入・歳出いずれも2億4,930万円の増額。

◆第6号

◆スマート農業実装チャレンジ事業費補助金：農業の経営改善や作業効率、生産性を向上させるために、ICT(情報通信技術)やロボッ

ト技術などの先端技術を活用した機械・設備の導入を支援するものなどを追加するもので歳入・歳出いずれも2,543万円の増額。

この結果、予算総額は349億7,508万円となりました。

《特別会計》

◆国民健康保険事業会計(第2号)

総額は82億3,447万円。

◆介護保険事業会計(第2号)

621万円を減額し、総額は82億9,644万円。

◆後期高齢者医療事業会計(第1号)

総額は12億7,441万円。

条例

◆舞鶴市消防条例の一部改正

消防団員の定数を改定など

◆舞鶴市債権管理条例の一部改正

債権放棄の要件を変更など

◆災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

災害弔慰金等支給審査委員会を設置など

◆舞鶴市手数料条例の一部改正

住民票の除票写し等と戸籍の附票の除票写しの交付に係る手数料の規定を追加など

◆舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例制定

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について規定

市長、副市長及び教育長の給与について、国家公務員における取り扱いに準じ、給料表、住居手当の額及び勤労手当の支給割合を改定

◆舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正

市長、副市長及び教育長の給与について、国家公務員における取り扱いに準じ、期末手当の支給割合を改定

一般会計補正予算の主な事業	
事業名	補正額
マイナンバーカード交付促進事業費	647万円
基盤整備促進事業費	1,400万円
府営土地改良事業費負担金	175万円
西舞鶴道路整備等促進事業費	2,500万円
公営住宅改善事業費	3,000万円
東京2020オリンピック聖火リレー事業費	100万円
漁港施設災害復旧事業費	590万円
漁港海岸保全施設災害復旧事業費	170万円
スマート農業実装チャレンジ事業費補助金	445万円

人事

◆監査委員の選任

伊藤清美氏(65歳、丸山中町創政クラブ議員団)

◆固定資産評価審査委員の選任

小倉真知子氏(62歳、青井、杉原順三氏(67歳、公文名)

◆人権擁護委員候補者の推薦

川尻治彦氏(59歳、浜)

その他

◆指定管理者の指定

赤れんがパーク(一社、京都北部地域連携都市圏振興社)指定期間は令和2年4月1日〜4年3月31日

◆工事請負契約の締結

清掃事務所整備工事の契約を締結

◆市道路線の認定

矢之助町地区の路線を市道認定

ご存じですか?



2020年4月から
事業所、飲食店など多くの施設で
屋内は原則禁煙になります

改正健康増進法が2020年4月1日より全面施行されますので、早めの準備をよろしくお願いします。

POINT 1 20歳未満の人は喫煙エリアへの立ち入りが禁止

POINT 2 屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要

POINT 3 喫煙室には標識掲示が義務付け



※標識は厚生労働省のホームページからダウンロードできます

改正健康増進法では、原則屋内禁煙となります。

しかし、施設における事業の内容や経営規模への配慮から、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。

喫煙室を設ける場合は、施設のタイプによって設置可能な喫煙室が異なります。

◆喫煙が可能となる4タイプの喫煙室について

各種喫煙室の種類	喫煙専用室	加熱式たばこ専用喫煙室	喫煙目的室	喫煙可能室
○たばこの喫煙が可能 ×飲食等の提供不可	△加熱式たばこに限定 ○飲食等の提供可能	○たばこの喫煙が可能 ○飲食等の提供可能	○たばこの喫煙が可能 ○飲食等の提供可能	
設置可能な事業者	一般的な事業者が適合	経過措置 一般的な事業者が適合	特定事業 目的施設に限定	経過措置 既存特定飲食提供施設に限定
各標識				

小さなお子さまを連れただご家族での施設利用の際は、ご注意ください

20歳未満の方については、喫煙エリアへの立ち入りは禁止です。ご家族での施設利用の際はご注意ください。

事業者の皆さまへ

20歳未満の従業員も立ち入ることはできません。20歳未満の方を喫煙エリアに立ち入らせた場合、施設の管理者は義務違反の対象となります。

※既存特定飲食提供施設とは

- ◆条件1 2020年4月1日時点で営業している飲食店であること
- ◆条件2 資本金5,000万円以下であること
- ◆条件3 客席面積100㎡以下であること

上記3つの条件を満たしている事業者の該当施設に限り、既存特定飲食提供施設として「喫煙可能室」の設置を選択することができます。

たばこの煙が出ないよう整備が必要です

喫煙室以外の場所にたばこの煙が流れないように、専用の喫煙室を設ける場合は、流出防止に係る要件が定められています。

改正健康増進法について、より詳しい情報は以下のWebサイトでご確認ください。

厚生労働省
特設サイト



厚生労働省
(法令など)
掲載ページ



京都府の
受動喫煙
防止対策



問い合わせ先
京都府中丹東保健所 | ☎75・0806